

第18回監視社会研究会（通算第36回研究会） 2011年9月26日  
**グーグル・ストリートビュー訴訟の概要**  
**武藤糾明さん（福岡県弁護士会）**

福岡県内の20代の女性が2010年10月に、ストリートビューサービス（\*1）を提供するグーグル日本法人に対して、盗撮によって精神的苦痛を受けたとして損害賠償を求める訴訟を全国で初めて起こしました。ところが福岡地裁は、実質的な審議も証拠調べもしないで11年3月に原告敗訴の判決を言い渡したのです。原告の方は弁護士を頼まずに一審は一人で裁判をたたかったのですが、控訴するために、弁護士会に相談し弁護を依頼しました。そして11年8月に福岡高裁で第一回口頭弁論が開かれました。この訴訟について、控訴審から結成された弁護団の武藤糾明弁護士に、第18回監視社会研究会で報告していただきました。事務局でまとめた報告を以下掲載します。

**（事案の概要）**

ストリートビュー上に福岡地区の画

像が09年12月から提供されています。原告は10年3月に、居住するマンションのベランダに下着を含む洗濯物が干してある画像がストリートビュー上に公開されていることに気づきました。そして、常に誰かに盗撮されているような強迫性障害にとらわれ引越しを余儀なくされました。これについて原告はグーグル日本法人を相手どり、損害賠償を求めて、同年10月に提訴しました。被告は提訴された後に当該画像の公開停止措置をとりました。

**（一審判決の概要）**

一審判決は最高裁のホームページにただちに掲示されました。最高裁も福岡地裁もこの訴訟がプライバシー権に関する重要な裁判であるという認識は充分あるのです。しかし福岡地裁が慎重に審議したとはとても言えません。福岡地裁は、法律上保護に値する権

利侵害の有無について、「本件画像によれば、本件住居のベランダに洗濯物らしきものが掛けてあることは判別できるものの、それが何であるかは判別できないし、もとより、それが居住者のものであることは推測できるものの、原告個人を特定するまでには至らない」として、原告敗訴の判決を言い渡しました。

あとは付け足しで、「公道上を通行する者からは目視できる」「画像の解像度が高精細ではない」、だから「受忍限度を超える権利侵害とは言えない」としました。たいしたことないじゃないか、人間同士が一緒に生活している以上多少不愉快なことはがまんしろ、と言わんばかりのひどい判決です。

**（一審判決の問題点）**

一審判決は、撮影行為自体の違法性の有無について何も判断していません。公表行為の違法性しか判断していません。しかも、このベランダの下着の情報を開示した問題としてしかとらえおらず、ストリートビューでは

原告の情報と一緒に福岡地区全体の何万人という人のプライバシー情報が一齐に世界中に公表されていることを全くとらえていません。

原告はインターネットカフェでストリートビュー上の当該画像に気づいてびっくりしてその時にプリントアウトしたものしか持っておらず、元のデジタル画像を保存していませんでした。インターネットカフェのプリンターで印刷されたばやっとした画像だけにもとづいて、裁判所はプライバシー侵害はないとしたのです。これはかなり粗い判決です。誰が読んでもそんなアホなという感じです。ストリートビュー上の元々の公開画像はもう少しましなはずですが、しかし、裁判所にはそこを一生懸命調査し証拠調べする気が全くありませんでした。むしろグーグル社が当該の画像を削除したのは誠実だという雰囲気濃厚にあります。そういう問題ではないと思うのですが、裁判所にはそういうニュアンスがありません。

### (控訴審の課題)

8月5日(11年)に第一回の裁判がありました。控訴審では、撮影行為自体の違法性を強く論じ、このことが一審では審理されていないことを訴えます。本件の核心は、一度に何万人もの肖像やプライバシー情報を根こそぎ収集するというプライバシー侵害の程度の強い行為であることです。対立利益は、一般的に争点となりうる表現の自由ではなく、単純な営業の自由にすぎず、ストリートビューにはプライバシー侵害を上回る公益性はありません。そして、グーグル社はどのような解像度で情報を収集しているのか、それをどう加工して公表しているのか。これら最低限のことを明らかにすることを求めています。不法行為自体がぼやっとしたまま判断されるのでは裁判の意味がありません。さらに、原告が嫌がっている心情は普通の人が皆嫌だと思っただけで、数多くの地方議会がストリートビューの規制を求める意見書を探採し総務省に提出していますが(\*2)、

この意見書と原告の心情は同じです。

グーグル社には少なくとも、最大限、プライバシーに配慮して事業を実行すべき注意義務違反があります。いつここで撮ると事前に言えば、それが嫌な人は洗濯物をその日だけ干さないで部屋干しにする。そういう機会すら与えないで、ブルドーザーみたいに撮っていく必要はありません。とくに、福岡地区での撮影は東京都の審議会の後です。グーグル日本法人は東京都の審議会で、今後新しくストリートビューサービスを行う地元自治体には事前に通知したいと言っていました(\*3)。しかし、東京都の審議会の後、総務省がストリートビューについてお墨付きを与えた(\*4)からだと思いますが、福岡以外では、事前の通知がなされないまま新たな公開がされた

カンパをお願いします

郵便振替

口座番号 00140・9・498989

口座名 監視社会を拒否する会

の報道もありました。いま、福岡地区において事前の説明・通知を行ったかどうかの釈明を求めています。

また、私も知らなかったことが一審で明らかになりました。グーグル日本法人が、自分たちは撮影行為はしたが、その後はアメリカ法人に画像を提供しただけであって、その後の公表行為はアメリカ法人の行為であると主張したのです。

そして、さきの東京都の審議会での日本法人の説明で、日本法人がストーリービューについてどのように考えてどのようにしようとしても、結局、ア

メリカ法人が方針を決めたりプライバシーポリシーを書き換えようと思わないう限りは全然改善されないという構造であることもはつきりしました。そういうことをふまえて、ではアメリカ法人からどのように指示されて撮影しているのか、画像提供後、どのように公表することになっているか、さらに釈明を求めています。

(事務局の註) (\*1) 公共空間を通行する市民や車、住宅、庭などを無断で撮影し、その画像を本人の同意なくイン

第19回監視社会研究会(通算第37回研究会) 2011年11月21日  
最近の表現規制の動向について

田島泰彦さん(上智大学教授)

民主党政権は今通常国会に秘密保全法制の法案を提出しようとしています。これを含めた最近の表現規制の動向について、田島泰彦・上智大学教授

に第19回監視社会研究会で報告していただきました。事務局でこの報告をまとめたので以下掲載します。

ターネット上で全世界に公開するもの。日本では08年8月に、東京・大阪をはじめとした12都市・地域で開始。

(\*2) 高知県、東京都町田市、札幌市、大阪府茨木市など、1県37市町村の議会と、四国市議会議長会、高知県市議会議長会(09年6月まで)。

(\*3) 09年2月に開催された第39回東京都情報公開・個人情報保護審議会でのグーグル日本法人の発言。

(\*4) 総務省は09年8月に、ストーリービューにプライバシーや肖像権を侵害する違法性はないとする「提言」を発表した。

## 1 民主党政権の表現規制の動向 乱暴な規制からマイルドな規制へ

自公政権の表現規制と、政権交代を経た民主党政権の表現規制は、連続・共通する側面と異なった側面があります。

自公政権のもとでの表現規制はかなり乱暴に展開されていました。典型的には個人情報保護法の制定が象徴的なやり方でした。それに廃案になった人